



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………(生活文化局計量検定所検査課)…一
- 公共測量の実施(四件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 公共測量の終了(四件)……………(同)…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…八
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…九
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………(港湾局港湾経営部経営課)…九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)…三

告示

●東京都告示第千二百九十三号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 足立区
- 二 検査対象 非自動ばかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 平成二十七年九月二十四日から同年十二月四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百九十四号

計量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田神保町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十四日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千二百九十五号

計量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子本町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月十七日から平成二十八年二月二十九日まで

●東京都告示第千二百九十六号

計量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 板橋区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 板橋区清水町、蓮沼町、泉町、宮本町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原三丁目、高島平二丁目、高島平七丁目及び高島平八丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年八月二十四日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第千二百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(地籍調査)

三 測量の区域 府中市美好町二丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年八月十七日から平成二十八年三月四日まで

●東京都告示第千二百九十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 千代田区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 千代田区三番町地内

四 測量の期間 平成二十七年五月二十二日から同年六月二十五日まで

●東京都告示第千二百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 練馬区

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)

三 測量の区域 練馬区地内

四 測量の期間 平成二十七年一月三十日から同年六月二十六日まで

●東京都告示第千三百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量(三級基準点復旧)

三 測量の区域 狛江市駒井町地内

四 測量の期間 平成二十七年五月二十五日から同年七月二十一日まで

●東京都告示第千三百一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)

三 測量の区域 港区高輪二丁目、高輪三丁目、港南一丁目、港南二丁目及び芝浦四丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年一月十九日から同年六月三十日まで

●東京都告示第千三百二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y三)について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

国土交通省 関東地方整備局

局長 石川 雄一

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

東京都

東京都知事 外添 要一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京港埠頭株式会社

代表取締役社長 平野 裕司

江東区青海二丁目四番二十四号 青海フロンティアピ

ル十階

二 対象事業の名称及び種類

東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y

三）

ふ頭の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤外側埋立地の既設の護岸にふ頭を新設し、併せて道路を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年八月二十四日から同年九月七日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(8)のとおりである。

なお、事業区域とは「対象事業区域に関連事業区域を含めた全体の事業区域」を示すものとした。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設機械及び工事船舶の稼働による影響</li> <li>・事業区域境界の最大濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0582ppm(寄与率:58.2%)、浮遊粒子状物質では0.0745mg/m<sup>3</sup>(寄与率:0.5%)、二酸化硫黄では0.0114ppm(寄与率:8.4%)であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、二酸化硫黄:日平均値が0.04ppm以下)を満足している。</li> <li>・事業区域周辺一般局における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0500~0.0521ppm(寄与率:0.2~0.6%)、浮遊粒子状物質では0.0481~0.0595mg/m<sup>3</sup>(寄与率:0.0%)、二酸化硫黄では0.0079~0.0099ppm(寄与率:0.3~0.7%)であり、全ての予測地点で予測結果は評価の指標を満足している。</li> <li>・一部項目においては、対象事業の寄与率が高い傾向を示しており、工事に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、排出ガス対策型建設機械等の積極的な採用、工事施行箇所及び工事量の集中を避けることと併せ、工事現場からの土砂、粉じん等の飛散防止のため、散水等の措置を行う。</li> <li>・以上のことから、建設機械等の稼働による大気質に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考ええる。</li> <li>○工事車両の走行による影響</li> <li>・主な搬入経路の予測地点における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0517ppm(寄与率:0.1~0.2%)、浮遊粒子状物質では0.0562~0.0570mg/m<sup>3</sup>(寄与率:0.01~0.03%)であり、全ての予測地点で評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足している。</li> <li>・また、工事車両の走行に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、過積載の防止や制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止を徹底し、乗り合い出勤による通勤車両の低減、最新規制適合車の使用に努め、整備・点検を定期的に行なう。</li> <li>・以上のことから、工事車両の走行による大気質に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考ええる。</li> </ul> <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○作業機械及び利用船舶の稼働による影響</li> <li>・事業区域境界の最大濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0579ppm(寄与率:52.1%)、浮遊粒子状物質では0.0738mg/m<sup>3</sup>(寄与率:6.5%)、二酸化硫黄では0.0119ppm(寄与率:15.0%)であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、二酸化硫黄:日平均値が0.04ppm以下)を満足している。</li> </ul>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域周辺一般局における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0501~0.0522ppm(寄与率:0.6~1.5%)、浮遊粒子状物質では0.0481~0.0596mg/m<sup>3</sup>(寄与率:0.1~0.2%)、二酸化硫黄では0.0079~0.0099ppm(寄与率:0.8~1.4%)であり、全ての予測地点で評価の指標を満足している。</li> <li>・一部項目においては、対象事業の寄与率が高い傾向を示しているが、併用に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、施設利用者に対して、排出ガス削減効果の高い低炭素型のトランスアクリーン等の導入や利用設備の日常点検及び定期点検の実施を働きかけるとともに、利用船舶のアイドリングストップ推進に努める。利用船舶については、船舶から排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び硫黄酸化物に関する最新の動向を踏まえつつ、関係機関と連携しながら適切に利用者等に周知し、対応等の働きかけを行う。</li> <li>・以上のことから、作業機械等の稼働による大気質に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考ええる。</li> <li>○利用車両の走行による影響</li> <li>・主な搬入経路の予測地点における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.0510~0.0527ppm(寄与率:1.9~3.4%)、浮遊粒子状物質では0.0560~0.0564mg/m<sup>3</sup>(寄与率:0.2~0.3%)であり、全ての予測地点で評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足している。</li> <li>・また、利用車両の走行に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、制限速度の遵守や無駄なアイドリング禁止を周知・啓蒙し、東京臨海臨港道路の利用促進、最新規制適合車の使用、定期的な整備・点検の実施等を働きかけるとともに、沿道環境の保全や排出ガス対策のため、大気浄化能力の高い樹木等の植栽を推進する。</li> <li>・以上のことから、利用車両の走行による大気質に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考ええる。</li> </ul>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
騒音・振動	<p><b>【工事の施行中】</b></p> <p>○工事用車両の走行に伴う騒音の発生による影響</p> <p>主な搬入経路の予測地点における道路交通騒音レベル(L<sub>day</sub>)は69.3～75.7dBであり、予測地点4(江東区若洲3丁目)は、評価の指標とした「騒音に係る環境基準」(幹線交通を担う道路に近接する空間)の昼間(70dB以下)を満足している。評価の指標を満足していない予測地点1(大田区城南島7丁目)及び予測地点3(江東区有明3丁目)は、現況の調査結果でも評価の指標を満足していないこと、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.0～0.1dBとわずかなのであることから、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>また、工事の施行中の騒音を低減するための環境保全措置として、過積載の防止や制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止の徹底、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程を計画し、計画的、効率的な運行に努める。</p> <p>・以上のことから、工事用車両の走行による騒音に及ぼす影響は、極めて小さいものと考えられる。</p> <p>○工事用車両の走行に伴う振動の発生による影響</p> <p>主な搬入経路の予測地点における道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)は39.6～55.1dBであり、全ての予測地点で評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)に基づき日常生活等に適用する振動の規制基準(予測地点4(第1種区域):昼間60dB、予測地点1及び予測地点3(第2種区域):昼間65dB)を満足している。なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は0.0～0.1dBとわずかなのである。</p> <p>・以上のことから、工事用車両の走行による振動に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p><b>【工事の完了後】</b></p> <p>○利用車両の走行に伴う騒音の発生による影響</p> <p>主な通行経路の予測地点における道路交通騒音レベル(L<sub>day</sub>)は69.8～76.5dBであり、予測地点2(港区台場1丁目)及び予測地点4(江東区若洲3丁目)は、評価の指標とした「騒音に係る環境基準」(幹線交通を担う道路に近接する空間)の昼間(70dB以下)を満足している。評価の指標を満足していない予測地点1(大田区城南島7丁目)及び予測地点3(江東区有明3丁目)は、現況の調査結果でも評価の指標を満足していないこと、利用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.8dBとわずかなことから、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>・また、併用に伴う騒音の影響を低減するための環境保全措置として、施設利用者に対して、制限速度の遵守や無駄なアイドリング禁止の周知・啓発、東京港臨海道路の利用促進等の働きかけを行う。</p> <p>・以上のことから、利用車両の走行による騒音に及ぼす影響は、極めて小さいものと考えられる。</p> <p>○利用車両の走行に伴う振動の発生による影響</p> <p>主な通行経路の予測地点における道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)は39.0～56.1dBであり、全ての予測地点で評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)に基づき日常生活等に適用する振動の規制基準(予測地点2及び予測地点4(第1種区域):昼間60dB、予測地点1及び予測地点3(第2種区域):昼間65dB)を満足している。なお、利用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は1.0～1.1dBとわずかなのである。</p> <p>・以上のことから、利用車両の走行による振動に及ぼす影響の程度は、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
水質汚濁	<p><b>【工事の施行中】</b></p> <p>○岸壁工事及び浚渫工事に伴う濁りの発生による影響</p> <p>・岸壁・浚渫工事により発生する濁り(SS)の濃度が2mg/L以上となる範囲は、発生場所から50m程度であり、事業区域周辺に及ぼす影響はわずかなのである。</p> <p>・また、工事に伴う濁り(SS)の影響を低減するための環境保全措置として、床掘・浚渫工事の際に汚濁防止枠又は汚濁防止機を使用し、濁りの拡散を防止することから、岸壁工事及び浚渫工事に伴い発生する濁り(SS)の濃度は、評価の指標とした「人為的に加えられる懸濁物質(SS)が2mg/L以上となる範囲を極力小さくすること」を満足するものと考えられる。</p> <p>・ただし、クレーン浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止機等によるSS除去率等、前提条件による予測の不確実性が想定されることから、工事の施行中における事後調査を行い、予測結果を検証するとともに、事業の実施による著しい影響が認められた場合には、更なる環境保全のための措置を検討する。</p> <p><b>【工事の完了後】</b></p> <p>○ふ頭の存在に伴う潮流の変化が水質に及ぼす影響</p> <p>・環境基準点における濃度について、化学的酸素要求量(75%値)C類型の地点では、評価の指標とした「水質汚濁に係る環境基準」を満足している。環境基準を満足していない化学的酸素要求量(75%値)B類型の地点、全窒素(年平均値)及び全磷(年平均値)は、現況の測定結果でも環境基準を満足していること、工事完了後における水質の濃度変化は化学的酸素要求量(75%値)が±0.1mg/L未満、全窒素(年平均値)が+0.02mg/L以下、全磷(年平均値)が+0.002mg/L以下とわずかなことから、水質に及ぼす影響は小さいものと考えられる。</p> <p>・以上のことから、ふ頭の存在により発生する潮流の変化を考慮した化学的酸素要求量、全窒素及び全磷の濃度は、評価の指標とした「環境基準の達成状況に支障を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	生物・生態系
鳥類	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域及びその周辺において、人為圧の増加や建設機械の稼働による騒音・振動の発生等が生じる可能性がある。これらの場所は、造成裸地や草地、水城等を利用する鳥類（注目される種を含む）の生息環境となっているが、鳥類についてはある程度の移動能力があること、事業区域前面の地帯は急深であり、チドリ目等の好適な採餌場・休息場となる浅場ほとんど存在しないこと、事業区域以外の造成裸地や緑地、海岸の人工構造物周辺等においても採餌・休息等の行動が広く確認されていること、さらに、工事に伴う影響範囲は、環境保全措置を講じること等によって事業区域の近傍に限られることから、事業区域を利用する鳥類相に及ぼす影響は小さいものと考えられる。</li> <li>・また、工事に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、過積載の防止や制限速度の遵守、無駄なアイトリソング禁止の徹底、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程の計画、床棚・液漏れ防止等による汚濁防止等を実施する。</li> <li>・以上のことから、評価師の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul> </li> </ul> <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふ頭が存在及び供用に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域及びその周辺において、ふ頭の供用に伴う人為圧の増加や自動車の走行による騒音の変化等が生じる可能性がある。これらの場所は、造成裸地や草地、水城等を利用する鳥類（注目される種を含む）の生息環境となっているが、鳥類についてはある程度の移動能力があること、ふ頭が存在及び供用に伴う水面・水辺の急深は岸壁の沖出しが50mであり改変量は小さいこと、事業区域前面の海域は急深であり、チドリ目等の好適な採餌場・休息場となる浅場ほとんど存在しないこと、事業区域以外の造成裸地や緑地、海岸の人工構造物周辺等においても採餌・休息等の行動が広く確認されていること、さらに、供用に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって事業区域の近傍に限られることから、事業区域を利用する鳥類相に及ぼす影響は小さいものと考えられる。</li> <li>・また、供用に伴う鳥類への影響を低減するための環境保全措置として、制限速度の遵守や無駄なアイトリソング禁止の周知・啓蒙に努めるほか、車両待機場やベン・シャワー・シャワーの利用による交通集中の回避等を働きかけよう。</li> <li>・このほか、ヤード内は「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に基づき、関係自治体との調整を踏まえ緑化を推進するとともに、沿道緑地の保全や非出カス対策のための樹木等の植栽を推進する。</li> <li>・以上のことから、評価師の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul> </li> </ul>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	生物・生態系
水生生物	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施行に伴い変えられる水城は水深-10m以上と深く、底生動物相は貧弱である。また、事業区域には既存資料調査において多くの注目される種が確認されているが水城の浅場、干潟及び曝場の水生生物の生息に適した環境はみられないことから、岸壁工事及び液漏れ工事により海底が改変された場合でもその影響は小さいものと考えられる。</li> <li>・また、液漏れ工事により発生する濁り（SS）が2mg/L以上となる範囲は、水質汚濁の予測結果より発生場所から50m程度と限られ、水生生物の生息環境の変化はわずかであることから、水生生物相に及ぼす影響は小さいものと考えられる。</li> <li>・また、工事に伴う水生生物への影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、床棚・液漏れ工事の際に汚濁防止柵又は汚濁防止膜を使用し、濁りの拡散を防止する。</li> <li>・以上のことから、評価師の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul> </li> </ul> <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふ頭が存在及び供用に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の完了後は、ふ頭が存在しない生息場所である海底面及び水城が減少する。しかし、ふ頭は橋樑構造であることから、水生生物の生息に影響を及ぼす生息場所の減少は脚部のみとごくわずかである。</li> <li>・また、工事完了後における水質の濃度変化は、水質汚濁の予測結果より化学的酸素要求量（75%値）が±0.1mg/L未満、全窒素（年平均値）が±0.02mg/L以下、全磷（年平均値）が±0.002mg/L以下とわずかであり、水の汚れ及び富栄養化が著しく悪化するような水質変化はないことから、水生生物の生息環境の変化はわずかであり、水生生物相に及ぼす影響は小さいものと考えられる。</li> <li>・以上のことから、評価師の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul> </li> </ul>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
景観	<p>【工事の完了後】</p> <p>○ふ頭存在に伴う景観への影響</p> <p>・対象事業の実施により、ふ頭やカントリーレーン等の港湾施設が新たに出現するが、事業区域周辺はふ頭等の港湾施設が集積し、巨大なクレーン、大型船等が活動する港の景観を形成していることから、ふ頭の存在に伴う主要な景観構成要素の変更の程度及びその改変による地域景観の特性の変化はほとんどないものと考えられる。</p> <p>・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、対象事業によって新たに出現する港湾施設は、いずれの眺望地点からも大きく視認されず、スカイライン等の大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>・予測地点2（城南島海浜公園展望広場）からの眺望については、事業区域までの距離が比較的近いこと、背後に目立った建築物がなく開放的な空間が形成されていることから、他の眺望地点に比べてカントリーレーン等の存在や航行船舶等を視認しやすくなる。また、事業区域の周辺にはふ頭等の港湾施設が集積していること、港湾施設の形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺環境との調和を図ることから、眺望の変化の程度は小さいものと考えられる。</p> <p>・「東京港（中央防波堤地区）景観形成の基本方針」（東京都港湾局、平成25年）において、中央防波堤地区の景観形成の基本方針として、港の本質である港湾の活動の様子そのものを景観の主役として位置づけ、これを観光資源としても捉え、港湾の活動をみせるための演出として各景観要素を誘導することを掲げており、対象事業により新たに形成される港湾景観は、これを満足するものと考えられる。</p> <p>・また、ふ頭の供用に伴う景観に及ぼす影響を低減するための環境保全措置として、カントリーレーン等の港湾施設整備に当たっては、「東京都景観計画」（東京都港湾局、平成25年）及び「東京港（中央防波堤地区）景観ガイドライン」（東京都港湾部の景観や周辺環境との調和を図る。さらに「江東区景観計画」（江東区、平成25年）及び「大田区景観計画」（大田区、平成25年）の基本方針に基づき新しい時代にふさわしい景観の形成、魅力的な景観のある町を目標とした基本方針に従い周辺環境との調和を図る。</p> <p>・以上のことから、評価の指標とした「東京都景観計画」（東京都港湾局、平成25年）及び「東京港（中央防波堤地区）景観ガイドライン」（東京都港湾局、平成25年）に定められた臨海景観基本軸の景観形成の方針、「江東区景観計画」（江東区、平成25年）及び「大田区景観計画」（大田区、平成25年）の基本方針を満足するものと考えられる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
廃棄物	<p>【工事の施行中】</p> <p>○工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の発生による影響</p> <p>・岸壁工事に伴って撤去するコンクリート塊のうち、既設護岸パレット等はダンプトラックにより再資源化施設に陸上運搬し、縮減を行う。消波ブロック等は同様に再資源化・縮減を行うほか、ブレイカー等による破碎・選別及び粒度調整を行った後、仮設道路材等の現場内再利用や他事業への有効利用を図る。これらの再資源化・縮減により「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都、平成20年）における再資源化・縮減率の目標値95%を達成するよう努める。</p> <p>・建設発生土は、現場内における埋戻し用材等として利用するほか、建設発生土情報交換システム等を利用した再利用や、受入先の受入基準への適合を確保した上で新海面処分場の埋立用材として利用する等、他事業への有効活用を図る。これらの再利用や有効活用により「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都、平成20年）における有効利用率の目標値92%を達成するよう努める。</p> <p>・また、岸壁工事及び浚渫工事に伴って発生する床掘・浚渫土は、工事の実施前に底質調査を実施し、受入先の受入基準や「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号）による水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、新海面処分場の埋立用材や東京湾奥の深埋部の埋戻し用材等として活用する。</p> <p>・このほか、建設廃棄物及び建設発生土の再利用及び処分にあたっては、関連法令及び条例、並びにガイドライン等の目標・施策等に基づき、適正に処理・処分を行うことから、評価の指標とした「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（平成3年法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）及び「東京都廃棄物条例」（平成4年東京都条例第140号）に定められた事業者の責務を満足するものと考えられる。</p>

●東京都告示第千三百三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

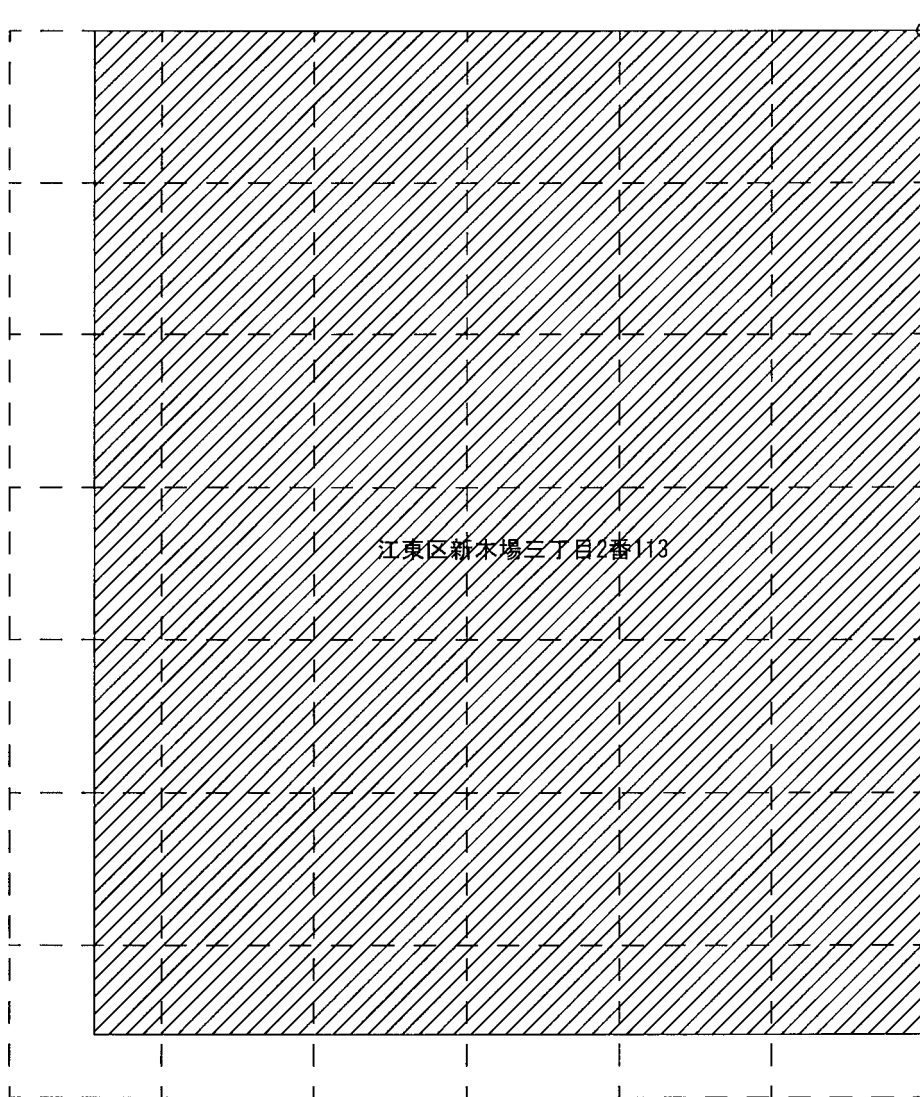
平成二十七年八月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新木場  
三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 六価クロム化合物、ジクロロメタン、砒  
素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【起点】  
起点は、江東区新木場三丁目2番113の  
最北端とする。（格子の回転角度なし）

凡例  
 — 敷地境界線  
 - - 単位区画  
 ▨ 形質変更時要届出区域



●東京都告示第千三百四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称  
株式会社デイ・ティ・エスインベストメント

(二) 氏名（法人の場合）  
堤 大介  
表者氏名

(三) 主たる営業所の所在地  
千代田区三崎町三丁目三番二十号 スカイワードビルディング七階

(四) 登録番号  
東京都知事(5)第二六三四五号

(五) 登録年月日  
平成二十六年十二月十二日

二 処分年月日  
平成二十七年七月三十日

三 処分の内容  
業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に应ずる業務を除く。）を停止する。

四 業務停止期間  
平成二十七年八月十日から同年九月二十三日まで（四十五日間）

五 適用条文  
法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第千三百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二條第一項の規定に基づき、東京港港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん

功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十四日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

一 しゅん功認可年月日

平成二十七年八月二十四日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

三 埋立区域

(一) 位置

第一工区

大田区東海六丁目三番、同区東海三丁目三番、同区城南島六丁目一番及び同区城南島七丁目一番の地先公有水面

(二) 区域

第一工区

次の各地点のうち⑥の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線及び⑱の地点と⑥の地点とを結ぶ平成二十三年の秋分の満潮位（A. P. (+)二・一六メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。ただし、平成二十三年の春分の満潮位（A. P. (+)二・一六メートル）における公有水面と城南野鳥橋橋脚との境界線に囲まれた、⑲の地点と⑳の地点とを結んだ線、㉑の地点から一三一度三三分三四秒一・〇〇メートル地点を円心とする半径一・〇〇メートルの

円周で㉒の地点と㉓の地点とを結んだ西側の円弧、㉓の地点と㉔の地点とを結んだ線及び㉔の地点から三一度三三分三四秒一・〇〇メートル地点を円心とする半径一・〇〇メートルの円周で㉕の地点と㉖の地点とを結んだ東側の円弧により囲まれたP一橋脚、㉖の地点と㉗の地点とを結んだ線、㉗の地点から一三一度四六分〇七秒二・〇〇メートル地点を円心とする半径二・〇〇メートルの円周で㉘の地点と㉙の地点とを結んだ西側の円弧、㉙の地点と㉚の地点とを結んだ線及び㉚の地点から三一度四六分〇七秒二・〇〇メートル地点を円心とする半径二・〇〇メートルの円周で㉛の地点と㉜の地点とを結んだ東側の円弧により囲まれたP二橋脚、㉜の地点と㉝の地点とを結んだ線、㉝の地点から一三一度四一分二六秒一・〇〇メートル地点を円心とする半径一・〇〇メートルの円周で㉞の地点と㉟の地点とを結んだ東側の円弧により囲まれたP三橋脚、㉟の地点と㊱の地点とを結んだ線、㊱の地点から一三一度三五分四九秒一・〇〇メートル地点を円心とする半径一・〇〇メートルの円周で㊲の地点と㊳の地点とを結んだ西側の円弧、㊳の地点と㊴の地点とを結んだ線及び㊴の地点から三一度三五分四九秒一・〇〇メートル地点を円心とする半径一・〇〇メートルの円周で㊵の地点と㊶の地点とを結んだ東側の円弧により囲まれたP四橋脚の区域を除く。

⑥の地点 三等三角点三番台場(北緯三五度三八分〇二秒二八九六、東経一三九度四六分二二秒九二六三)から一八一度五九分二九秒五、四三九・三六三メートルの地点。ただし、三等三角点は平成二十三年三月十一日より前の基準点測量成果である。

⑦の地点 ⑥の地点から二二一度三七分二二秒一六五・七一五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二一度三七分一六秒三〇・〇二八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三一一度四七分一一秒二〇〇・〇二一メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二二一度四七分一七秒一〇〇・一一七メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三一一度四六分二二秒一九九・八〇二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二一度四〇分二二秒五〇・六八一メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二二一度三九分二七秒一二・一五一メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一三一度三九分二六秒二四九・九三七メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から四〇度四六分五一秒二・〇〇八メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から四一度四五分四九秒三八・七六五メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から四三度四〇分〇五秒二八・三八四メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一三一度四〇分四五秒四九・五四六メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から四一度四九分〇五秒二八八・七八九メートルの地点

⑳の地点 三等三角点三番台場(北緯三五度三八分〇二秒二八九六、東経一三九度四六分二二秒

九二六三)から一八三度五八分〇三秒五、六九七・九三〇メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二二一度三三分三四秒一九・五〇メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一三一度三三分三四秒二・〇〇メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から四一度三三分三四秒一九・五〇メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二二一度三三分三四秒一九・五〇メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から一三一度四六分〇七秒一七・五〇メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から一三一度四六分〇七秒四・〇〇メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から二二一度四六分〇七秒一七・五〇メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から四一度四六分〇七秒一七・五〇メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から一三一度四一分二六秒二・〇〇メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から一三一度四一分二六秒一九・五〇メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から四一度四一分二六秒一九・五〇メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から一三一度四一分二六秒二・〇〇メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から四一度四一分二六秒一九・五〇メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から一三一度四一分二六秒二・〇〇メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から四一度四一分二六秒一九・五〇メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から一三一度三五分四九秒二・〇〇メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から四一度三五分四九秒一九・五〇メートルの地点

(二) 面積

第一工区

一 二四、〇〇四・七〇平方メートル

四 埋立地の用途

保管施設用地及び道路用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十四年五月二十五日 二十四港経経第六十九号

六 法第二十二条第三項の市町村

大田区

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月七日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人次世代エンジニアリング・イニシアチブ</p> <p>三 代表者の氏名 大来 雄二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川五丁目六番九ー一二〇六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、これからの時代に工学やエンジニアリングおよびそれを中核とする産業が、果たすべき役割とそ のための方法論について考究し、情報発信することによ り、若者に学ぶ意欲と将来に対する明るい展望を与え、 我が国の産業の発展に寄与すること、そして次世代のエ ンジニアリングを担う人材の育成を目指し、それにより 21世紀の我が国、さらには地球社会の持続的発展に貢献 することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人脳梗塞・心筋梗塞再発予防センター</p> <p>三 代表者の氏名 榎原 久孝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷六丁目十七番九号 本郷網ビル 株 式会社三輪書店内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、脳梗塞・心</p>	<p>筋梗塞などの生活習慣病の重症化予防に関わる啓発活動 や、生活習慣の改善支援を通じて、国民の健康増進に寄 与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日中経済文化交流センター</p> <p>三 代表者の氏名 長谷川 里海</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区池袋二丁目六十八番一号 福龍ビル三〇 二室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本と中国の経済、文化、芸術、スポー ツなどの交流に関する必要な事業を行うことにより、日 本と中国の経済、文化、芸術、スポーツなどの交流を振 興することに寄与し、もって両国の親善友好関係を促進 することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人POSSSE</p> <p>三 代表者の氏名 今野 晴貴</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区北沢四丁目十七番十五号</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者を中心に広く一般市民を対象として、 労働相談の受付、セミナー開催や雑誌発行等を通じた労 働情報の提供、雇用に関する調査研究・政策提言に関す る事業を行い、社会の雇用環境や労働条件の改善に寄与 することを目的とする。あわせて若者を対象とする生活 総合相談窓口の運営、若者の生活支援に関する事業を行 い、社会における貧困の是正、地域社会における協同の 促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲 載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人タンポポの会</p> <p>三 代表者の氏名 小川 正人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都西多摩郡奥多摩町氷川九百五十四番地の十一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、障害児・者にか かわる正しい知識の普及啓発事業、自立支援・交流の場 の提供事業等を行うことにより、障害児・者のよりよい 社会生活と幸福な人生を創造し、障害児・者とその家族 の人権を守り、福祉の向上を図ることで、共に生きる地 域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文 のまま掲載)</p>
--	--	--

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年八月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ミラザ新宿
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十六番十号
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社アインフーマシーズほか三名
- 六 新設をする日 平成二十八年四月一日
- 七 店舗面積の合計 千五百平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 十一台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 八十八台
- 十 荷さばき施設の位置 店舗内 四十八平方メートル

置及び面積

- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・二六立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時ほか
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時ほか
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 隔地ほか
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで
- 十七 届出日 平成二十七年七月三十一日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十九 縦覧期間 平成二十七年八月二十四日から同年十二月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年八月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十七年八月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ビバホーム奥戸街道店
- 二 店舗所在地 葛飾区奥戸二丁目十四番二十八号
- 三 設置者名 米山鉄工株式会社
- 四 設置者住所 葛飾区奥戸二丁目十六番七号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社LIXILビバ
- 六 変更前の小売業者の住所 埼玉県上尾市上二百九十八番地の一
- 七 変更後の小売業者の住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号
- 八 変更前の小売業者の代表者名 豆成 勝博
- 九 変更後の小売業者の代表者名 渡邊 修
- 十 変更日 平成二十六年十一月十日ほか
- 十一 届出日 平成二十七年八月五日

<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十七年八月二十四日から同年十二月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 新宿中村屋ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番十三号</p> <p>三 設置者名 株式会社中村屋</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目二十六番十三号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 染谷 省三</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 鈴木 達也</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社中村屋</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 染谷 省三</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 鈴木 達也</p> <p>十 変更日 平成二十七年六月二十六日</p> <p>十一 届出日 平成二十七年八月七日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十七年八月二十四日から同</p>
<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>年十二月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001